

第5回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成17年6月24日(金)、「第5回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。

当日は平成16年度活動のまとめを行い、平成17年度の進め方などを確認した後、事例を用いて望ましい川のあり方について活発な意見交換と議論が行われました。



開催日時：平成17年6月24(金) 17:00~20:00

場所：ピアザ淡海(滋賀県立 県民交流センター)205会議室

参加者数：委員9名 河川管理者9名 傍聴4名

議事次第

1. 開会

2. 議事

- 1) 第4回委員会議事骨子 確認
- 2) 16年度河川保全利用委員会活動のまとめ
- 3) 「望ましい川」について
 - ・ 野洲川占用施設の状況
 - ・ サンプル事例の検討
- 4) 河川敷地占用許可準則の一部改正について
- 5) 委員会の今後のスケジュール
- 6) 傍聴要領について

3. 一般傍聴者からの意見聴取

4. その他

5. 閉会

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)審議の概要

1. 平成16年度河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)活動のまとめ

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)における平成16年度活動について、『会議の運営』『記録の扱い』『基本理念&ガイドライン』『関連事項』に分類し、これまでの審議状況を『審議完了事項』『継続審議事項』にまとめをおこない、今後の活動方針について議論を行いました。

1) 審議対象の扱いについて

- ・ 案件の審議に際し、琵琶湖は淀川の一部と考えてよいのでしょうか? 『淀川の一部である琵琶湖河川の理念』でよいのでしょうか?

河川法の整理上、水系の単位で見ると淀川水系に琵琶湖は含まれます。河川法上の適用を受けるということですが。

2) 出席者メンバーについて

- ・必要な時期に再度、滋賀県に参加の依頼をかけることになっているとありましたが、どうなっているのでしょうか？委員として参加いただき、強く連携していかないと解決しないと思います。
傍聴参加の意思表示はいただきましたが、再度委員としての参加をおねがいし、参加の可否を明確にさせていただき、無理な場合は他の自治体をお願いすることも考えていきたいと思います。

3) 基本理念とガイドラインの進め方について

琵琶湖は淀川水系に含まれるという考え方から、本委員会においては淀川流域委員会を参考に検討していくという方向性のもと、それだけではそれぞれの河川のあるべき姿が見えてこないことから、各河川の個性にあう河川ガイドラインをつくってゆく方針としました。

進め方としては、サンプル事例による具体的な検討作業からガイドライン、基本理念を具体化していく方向に進めていくことで確認されました。

2. 「望ましい川」について

1) 野洲川占用施設の状況

野洲川の占用7箇所の位置や申請者、占用期間などの占用概要を紹介し、占用許可が切れる4施設については本年度中に意見提出する必要があることを確認し、議論を行いました。

- ・許可期間が通常より短いケースが見受けられるが、占用者は納得しているのですか？
流域委員会が発足していたこともあり、公園とか利用についてどうあるべきかを議論していただく意味合いでそうしました。管理者側で5年から10年というスパンで許可できるのですが、あまりに長期間許可することは流域委員会の理念にあわないであろうという考えのもと、河川管理者の判断で平成18年3月までということで了解をいただきました。
- ・当初の占用許可が何に対する許可として出ているのか、占用施設の利用形態がどのように変化してきたのか明確にできないでしょうか？
記録が残っていればわかると思います。
- ・この委員会では継続審議が出たときに、判断をするための基準というか線引きを、どういう要件についてどのように評価するかということをおある程度出さないといけないと思います。
- ・堤外地で民地はありますか？またそういうところに規制等はできるのでしょうか？
直轄区間最上流端に堤外民地が残っています。民地ではありますが高水の流下に影響しないよう、工作物の築造については規制がかけられます。
- ・占用期間が満了して占用しないとなった場合に、その場所をどのように扱っていくのが準則に記されているのでしょうか？
原則論として、利用しなくなった場合においては基本的に原形復旧という形で返却いただく形になります。あくまで原則なので、治水面、環境面の影響を考えケースバイケースで処理を行います。
- ・これまでの着眼点は治水、利水という面が非常に強く、この点では許可されていたが、この委員会では環境面や、河川でなくてもできる利用形態であれば代替地による運営を視野に入れたルールを作成し、評価しないといけないということですね。

2) 野洲川「ふるさとの川整備」事業概要について

「ふるさとの川整備」の概念、伴い発足された委員会の経過、現在の整備状況を説明し、議論しました。

- ・流域委員会で整備をストップさせた理由は为什么呢？

中止というより一時中止の状態です。保全と利用を議論いただくため、中断している状態です。

3) サンプル事例の検討

新規申請情報として入手している野洲川右岸 川田大橋上流地点のグライダー滑空場を、基本理念やガイドライン作成のサンプルとして取り上げ、ガイドライン、基本理念、審議に必要な資料などについて議論を行いました。

- ・ここを選んだ理由の記入欄は申請書にあるのでしょうか？できればそのようなものがあつたほうがいいですね。また、どんな風に改変されるのか、現況写真に加えモニタージュをつけていただくとありがたいですね。
- ・それに加え、鳥への影響を判断するための情報として、利用頻度や飛行範囲、騒音挙動等も必要かと思えます。

法律上、提出しなければならない書類は必要最小限の事項について義務付けているもので、その他関係資料、参考資料については申請者に追加していただけるよう指示できるものと考えます。環境への影響という観点で、必要なデータ等についてもこちらからの要求で提出いただけるものと思えます。

・(新規事例の場合)今現在利用されている他の河川の利用実態について、管理者のほうから提供いただくことも必要ですね。他の河川でどのような状況下で運用されているかある程度わかったほうが基準にしやすいです。このとき、できる限り野洲川に類似した河川の事例を集めていただいたほうが良いと思います。

- ・まず野洲川の河川環境を現状からどうすればよいのかしておかないと、判断は難しいと思えます。

3. 河川敷地占用許可準則の一部改正について

平成17年3月28日に改正された「河川敷地占用許可準則の一部改正」について、事務局から変更点の説明し、質疑が行われました。改正内容の詳細につきましては国土交通省 河川局ホームページにてご確認ください。

- ・第20条の6にある「包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の適正な箇所に設置できるものとする」とありますが、これをチェックする機構は何もないのでしょうか？

(占用許可の段階で)設置物に対しては許可をし、包括範囲内であれば占有者の責任でそれを移動しても構いません、というのがここでの『包括』ということです。

- ・保全利用委員会と河川敷地占用許可準則はどちらが優位の判断になるのでしょうか。

法律上は準則が上になると思いますが、運用という意味でわれわれが判断する上では保全利用委員会の意見を優先する形になると思えます。

4. その他審議された内容

1) 第4回委員会要旨の確認

(第4回河川保全利用委員会の開催報告は、河川保全利用委員会ホームページの「ニュースレター」に掲載しています。)

2) 委員会運営に関して

- ・「傍聴要領(改訂案)」について

傍聴要領(改訂案)概要:傍聴の手続きは3日前までの事前申し込みとする。委員会開催前日までに受付確認のため、申し込み時に登録の連絡先に連絡する。

- ・傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とする。団体等多人数で傍聴を申し込まれた場合、団体の傍聴人数を制限する場合がある。
- ・傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って委員会の会場へ入場し、所定の場所に着席する。
- ・委員会の傍聴に際しては議長の指示に従い、審議の妨げにならないようにする。
- ・議長が必要と認めたときは傍聴者の発言の機会を設ける。
- ・その他、上記以外に関することは、議長の判断とする。

5. 次回の内容確認

既存サンプルを参考に、ガイドライン、基本理念等を決めていくという方向で野洲川に類似した他の河川における占用の事例をサンプルとして用意し、議論を行う予定が示され、了承されました。

今後の委員会開催予定

- 第6回委員会 平成17年9月1日(木)

・望ましい河川とは - 事例からみる基本理念とガイドライン -

委員会の日程、会場が決まり次第「河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」のホームページに掲載します。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第5号 2005年9月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)庶務

株式会社 エース 担当:土田・内田・奥村

〒600-8133

京都府京都市下京区七条通加茂川筋西入稲荷町458番地

TEL:075-361-1525 FAX:075-361-1978

ホームページ●<http://biwako.kasen-hozen.jp>

E-mail●info@biwako.kasen-hozen.jp